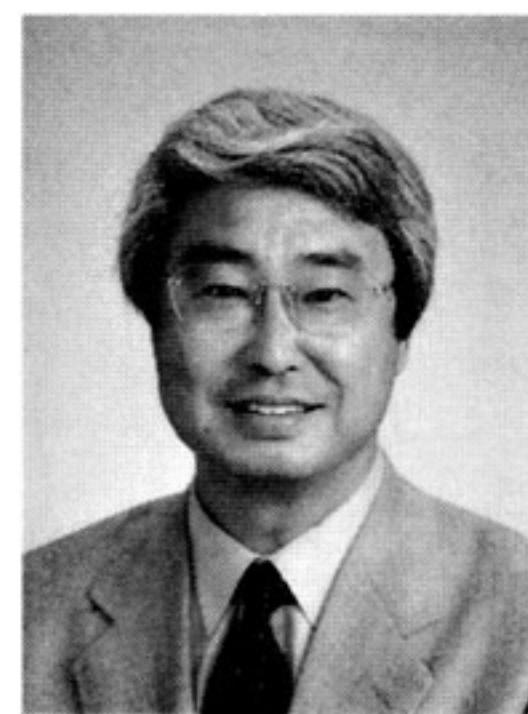


老人医療 NEWS



老人病院機能評価の意義

秋津鴻池病院理事長
平井基陽

当会が実施している「老人病院機能評価」は今年で十一回目を終えた。昨年、ひとつの節目である十回目が終わったのを機に本調査を今後も継続するか否かの検討が加えられた。

昨年の九月末現在で、「老人の専門医療を考える会」の会員病院五十五のうち、日本医療評価機構の認定を受けた病院は十八病院、ISO9001を取得した病院は三病院であった。にもかかわらず、これらと「老人病院機能評価」とは本質的に異なるものであり、自己評価ではあるが自分の病院の位置付けを知り、老人医療サービスの質の向上を図る上で

極めて有益であるとの結論を得て、十五年度も調査を継続することになったのである。

しかしながら、本調査への参加施設数ならびに回収率の推移をみると、悲観的にならざるえない。調査対象は当会と「日本療養病床協会」の会員病院であり、その数は年を追つて増加しているにもかかわらず、参

二十八病院存在している。これらの二十八病院について平成五年度から平成十五年度の得点の推移をみると

興味深い点がいくつか浮かび上がってくる。

日本の療養病床は今年の六月末で

寝食分離、入浴頻度などに加え、植物状態患者、問題行動を伴う痴呆患者の(受け入れ)割合が高い点を評価する一方で、経鼻管栄養、おむつ・尿留置カテーテルを使用すると減点される仕組みになっている。つまり、重症・重介護患者の割合が多いほど高得点を挙げるのに多大の努力が必要とされるわけである。ここに、老人医療の現状に対する課題が凝縮されている気がする。

その一方で、第一回から連続十一回参加した施設が多いと思う。

発行日 平成16年7月31日
発行所 老人の専門医療を考える会
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-1-7
コスモ新宿御苑ビル9F
TEL.03(3355)3020
FAX.03(3355)3633
発行者 平井基陽
<http://www6.ocn.ne.jp/~rosen/>

今回は過去最低の三一・七%を示す

看護・介護計画の立案、抑制の回避、

まず、成長著しい項目は「病院の機能」と「社会地域への貢献」である。前者は医師、看護・介護職、リハ専門職、MSWなど病院スタッフ

数に関するものであるが、この十年間に百点満点に換算して平均二十二点の増加がみられた。後者は在宅・訪問系サービスの充実と地域の社会資源との連携に関する内容であるが、

同じく百点満点換算で三十三点の増加が認められた。

しかししながら、「医療・看護・介護」の項目については、十一点の上昇にとどまっている。この項目の内容は

今年の十月開催の「老人の専門医療を考える会医師ワークショップ」で、老人医療のあり方について、いま一度、熱い議論を戦わせたいと思っている。

現場からの発言〈正論・異論〉

主張 その33

「個室・ユニット化にかける夢」

有吉病院理事長

有吉通泰

早いもので「老人の専門医療を考える会」に入会させていただき八年余になります。この会の存在を知つて以来、入会することは私の夢でした。が、入会審査を受ける直前に、自信がなく申し込みを辞退したこと、

この会の活動の賜物です。この制度が実現しなければ、当院は倒産していました。人手を大幅に増やすことができるようになり、職員の労働条件も改善しました。

ウス、特定入所施設等々に、高齢者の「住む所」が拡がり、そのほとんどが個室です。価格帯も色々で、最近は低価格帯のものも増えてきました。

間医療を提供できる療養病床が「生活の場」へ転換すれば、「ターミナルを見れる院内グループホーム」「院内ホスピス」としても機能することを実感しています。

今では懐かしい思い出です。医療界で何かと批判にさらされ、マイナーな立場にあつた「老人医療」を変えるべく、設立当初より尽力してこられた「老人の専門医療を考える会」の先生方の努力は大変なものがあつたと思います。

平成四年から六年にかけて、自家製の褥瘡ゼロをめざして取り組むことができたことも、平成六年から九年にかけての MDS - RAPs のケアプラン勉強会、平成十年十月の「抑制廃止福岡宣言」も、包括性なしにはでき得なかつたことです。

かつての「注射づけ」「検査づけ」「薬づけ」の出来高払いの世界から、一定額制に移行した平成二年四月の「入院医療管理制度」の制定は、

平成十二年四月の介護保険制度施行後は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の二施設の間での「選ばれる施設」をめ

オムツはずしに取り組む中で、特に
多床室の中でのオムツはずしが利用
者の尊厳を傷つけることに気づかさ
れました。

養環境に「生活の場」をとりいれる病院が続いてくれることを願っています。

ざし、「ケアの質の向上」に努めてきました。

ところがここ数年の間に、我々を取りまく環境は急速に変化してしまいます。介護保険三施設に加え、グルー

そのような中、職員からも自分達
が入りたくなるような施設がほしい
との声が出始め、平成十四年九月に
介護保険適用の九〇床の病床をすべ
て個室・ユニット化にしました。

(32)

視界不良の

制度改革

今年は、熱帯夜が続く異常気象。オリンピックに米国大統領選が重なる年は、政治も社会もガタガタすることが多い。それとは無関係かもしれないが、今夏は、厚生労働省のアタリ年となっている。

年金改革、参議院選、社会保険問題、厚生省スキャンダルという一連の流れは流れとして、介護保険も医療保険制度改革も全く視界不良で何がどうなっているのかわからない。

この七月二十八日に、社会保障審議会第九回医療保険部会が開催された。その中心的議題は、高齢者医療制度であった。つまり、老人保健制度による老人医療の提供を廃止する方向について議論しているようだが、この時期にする議論なのかどうか大きいに疑問である。というのは、介護保険制度改革の方向が決まっていな

議論してもどうしようもないように思えるからである。

介護保険の方は、第十六回介護保険部会が、七月三十日に開催され、報告書の取りまとめ作業が行なわれた。なんと本文七十六ページという大変なしろものであるが、読み返してみても、どうもスッキリしない。何か議論らしい結論もないし、メインテーマであるはずの給付内容や介護報酬などのことについては、ファジーになっている。つまり、何をどうするかという報告書ではなく、何が問題になるかという観点でまとめているとしか言いようがない。その上、どこにもこうするという主張がない。読み疲れするるものだ。

介護保険制度を全年齢対象とするのは、社会保障システムの当然の方向であると主張しているのである。では、二〇〇〇年四月の介護保険制度実施は、当然の方向と逆行したことになるのではないか。医療保険や老人医療制度で年齢区分している例はいとまないが、それはどうなんだろう。もっとひどいのは「介護ニーズの普遍性」があるというが、それなら「医療ニーズに普遍性はない」といえるのか。こんな勉強不足で時代遅れの講談師のような議論に、われわれはいつまで付き合わされるの

ば、六十五歳や四十歳といった年齢で制度を区分する合理性や必然性は見出し難い。(中略)ドイツとオランダについては、社会保険方式を採用しているが、どちらも、0歳児を含め、全年齢を対象とする介護サービスの保険給付を行なっている。こうしたことから見ても、「普遍的な制度」への発展は、社会保障システムとして当然の方向であると言える。

オイオイ。本当か。まさか学生のレポートではあるまい。

どう考えてみても、保険局と老健局が十分な話し合いを行なっていない。高齢者医療について、どっちつかずで真剣に考えていない。高齢者医療をばかにしている。というようになに邪推してしまうのは、悪いことか。わが国の医療費も、介護保険費も大変なことになるから、しつかりと真剣に老人の専門医療を考えなくてはならないという同意を示すべきだ。

* へんしゅう 後記 *

報告書案として示された「介護保険制度見直しに関する意見」で驚かされたことは多いが、次のようなとりまとめはいかがなものだろう。

「介護ニーズの普遍性」を考えている一つ、介護保険の議論がこの程度に過ぎないのに、医療保険の高齢者医療制度は、この先の議論が展開できるのであろうか。介護保険制度創設の前後で、さかんに高齢者医療制度は議論され、そして立ち消えになっていたものが、この時期に再燃したことのわけを厚労省は正確に説明して欲しい。